

(5)健康・福祉・平和・人権 令和2年2月末日現在

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
カード型障害者手帳の発行の実施について	カード型障害者手帳の発行を問い合わせしましたが、発行する予定が無いとのことでした。障害者手帳を利用する立場としては、便利になるので、自治体として積極的に発行できるようにして欲しいです	身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳につきましては、平成31年4月1日から、カード形式の手帳を発行することが可能となり、本市においても、利便性などの観点からカード形式は有用であると認識しております。しかしながら、カード化により「障害の部位、名称」や「住所変更」などの記載事項が制限されることや、各自治体で様式が異なることにより予想される混乱を避けるため、大阪府下における「様式統一化」等について議論を行っているところです。 様式の統一化やシステム改修、設備の整備など、カード化における課題解決を行い、発行に向けた検討を進めてまいります。	2019/4/10	2019/6/5	障害福祉室
乳がん健診の助成について	枚方市の乳がん健診の助成に係る対象年齢について40歳から対象ですが、もっと早めて欲しいです。子育てや仕事で多忙の中、高額な自己健診では受けようと思えないです。	乳がん検診につきましては、がんの早期発見・早期治療に結び付けるため、健康増進法に基づき、実施しております。対象者は、国の指針に基づき40歳以上としており、40歳未満の方は早期に乳房の変化やしこりの発見ができるよう、自己検診の方法を周知するなど、知識の普及啓発に努めているところです。今後も、乳がん検診受診の勧奨と、自己検診の周知をすすめ、一人でも多くの人が早期にがんの発見ができるよう取り組んでまいります。	2019/5/9	2019/6/20	保健センター
免許返納者に対する配慮について	高齢者の運転による交通事故が多発しているため、運転免許証を返納しましたが、一番不便を感じていることは交通手段です。高齢者なのに、一般利用者と料金が同一であり、返納したメリットを感じません。現在行われている、商品の割引特典よりも、交通手段の割引制度を策定することで、高齢者の運転免許証の返納率の向上を目指してはいかがでしょうか。	高齢者が外出して人と交流することが健康寿命、介護予防の推進につながるという観点から、本市では、高齢者が外出する機会を増やすための仕組みとして「高齢者お出かけ推進事業」を実施しています。 この事業では、65歳以上の方を対象に「高齢者お出かけ推進手帳」を配付し、介護予防のイベントや各種講座等への参加に対してポイントを付与し、貯まったポイントは、楽寿荘・総合福祉センターの施設使用料として使える「高齢者お出かけ推進チケット」への交換のほか、「ひらかたポイント」への交換も可能としています。 この「ひらかたポイント」では、高齢者運転免許証の自主返納に対して、「1,000ポイント」を付与していますが、平成31年4月から京阪バスポイントに交換できるようになり、京阪バスポイント(運賃として利用可能)として外出時にご利用いただけるようになりました。 少子高齢化社会が進展し、今後、高齢者の免許証返納が増加することが予測されることから、ご提案いただいた内容も参考にしながら、高齢者の皆様が安心して外出できるよう、検討を進めていく必要があると考えております。	2019/6/3	2019/6/20	ひらかた魅力推進課 長寿社会総務課
健康ホットライン24について	「ひらかた健康ほっとライン24」のメンタルヘルスの回線についていつも混んでいて相談できないです。対応者の数が足りないのではないのでしょうか。	早急に回線を増設することは困難ですが、「ひらかた健康ほっとライン24」の受託事業者に対し、引き続き、電話がつかない状態を回避するための相談員の適切な配置を指示しました。 加えて、「ひらかた健康ほっとライン24」は、同じ相談員が継続して相談を受ける相談窓口ではありませんので、本市が設置している他の相談窓口も必要に応じて活用していただきますようお願いいたします。	2019/6/12	2019/6/14	保健企画課
高齢者へのバス助成金について	高齢者のバスの助成金を以前のように実施して欲しいです。他市は助成している市もあるようです。	高齢者への交通費の助成については、磁気カードの発売・利用終了に伴い、平成28年度まで実施していた「高齢者外出支援カード配付事業」が、継続できなくなったため、平成31年度からは、高齢者が外出して人と交流することが、健康寿命・介護予防の推進につながるという観点から、高齢者が外出する機会を増やすための仕組みとして、「高齢者お出かけ推進事業」を実施しています。 この事業では、65歳以上の方を対象に「高齢者お出かけ推進手帳」を配付し、介護予防のイベントや各種講座等への参加に対してポイントを付与し、貯まったポイントは、楽寿荘・総合福祉センターの施設使用料として使える「高齢者お出かけ推進チケット」に交換できるほか、「ひらかたポイント」への交換が可能です。「ひらかたポイント」は、京阪バスポイントに交換でき、外出時に運賃としてご利用いただけます。今後も、高齢者の皆様が安心して外出できるよう、検討を進めてまいります。	2019/9/3	2019/10/8	長寿社会総務課
市民への行政サービスの低下について	高齢の母親のインフルエンザ予防接種料金の免除を申請しましたが、なぜ今年から郵送してもらえなくなったのですか。また、接種無料券は申請して1週間以上経ちますが未だに届きません。迅速な事務処理をお願いしたいです。	高齢者インフルエンザ予防接種無料接種券の発行につきまして、大変お待たせして申し訳ありませんでした。「高齢者インフルエンザ予防接種」は毎年10月から翌年1月までの期間で実施し、自己負担額の免除(無料券発行)申請も10月から11月にかけてピークを迎えております。現在まで大変多くの申請をいただいております。臨時職員を増員して発券作業を行っておりますが、発券と郵送まで1週間以上を要す状況でした。今後は、人員体制を強化するなどして、一日でも早く発送できるよう取り組んでまいります。 申請書の郵送につきましては、大変申し訳ありませんが、現在実施しておりません。しかしながら、申請書をできる限り近隣でお渡してできるよう、市役所庁舎(市民室、障害福祉室、医療助成課)や、保健所、各支所、市駅サービスセンターの窓口を設置しております。また、本市のホームページにも掲載しておりますので、ご入手のうえ申請をお願いいたします。	2019/11/5	2019/11/26	保健センター

(5)健康・福祉・平和・人権 令和2年2月末日現在

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
インフルエンザの助成制度について	子育て支援、医療の充実や健康を重点施策に置いておられる枚方市ですが、インフルエンザの助成制度がありません。来年度から実施してほしいです。	「インフルエンザ予防接種」は65歳以上の高齢者に対しましては、予防接種法に規定され、「定期予防接種」として市町村が実施しておりますが、それ以外につきましては、「任意接種」として接種費用がかかります。ご指摘いただきましたとおり、一部の自治体において、65歳未満のインフルエンザ予防接種費用を助成していることは承知しておりますが、その実施の可否に関しては、財政上の課題や、子育て支援施策推進の観点を踏まえて、今後も慎重に検討してまいります。	2019/11/6	2019/11/26	保健センター
重度障害者への施策等について	重度障害者者の日中一時支援事業について、障害が重く、断られています。当該事業の加算については、利用者が少ないため、重度加算が無くなったと聞きました。重度障害者のためのサービスが、利用できないように感じます。	日中一時支援事業については、放課後等デイサービス事業所の開設が進み、サービス利用の機会の増加などにより、強度行動援護加算対象児の利用が減少していました。一方、放課後等デイサービス事業所や日中系事業所が終わった後の居場所の充実を望む声が多く、特に夜間や送迎対応に対するニーズが高いことから、報酬体系を見直し、「児童加算」と「強度行動援護加算」を廃止し、新たに「夜間支援加算」と「送迎加算」を設定しました。これにより、事業所や利用実績も増加し、日中一時支援事業の利用促進が図られ、重度の方も含め障害者の居場所づくりに繋がっているものと考えています。なお、「計画相談」において、日中一時支援事業の利用調整のご相談も可能ですので、ご利用ください。	2019/12/21	2020/2/13	障害福祉室
短期入所事業について	短期入所事業が少なく、利用をしたくても、重度の障害があるほど介護が必要なため、断られてしまいます。重度の人もサービスが利用しやすくなる仕組みを作ってください。	短期入所事業の整備については、多くの重度障害のご家族から要望を受けており、本市としては、グループホーム等の新規新設をする事業者等に対し、短期入所の併設を働きかけているほか、国に対し、整備促進や安定した運営が図られるよう報酬単価の見直しなどを要望しております。重度障害者の支援につきましては、これまでから社会情勢の変化や国の動向も踏まえ、その時代に合った施策となるよう、見直しや拡充を図ってきたところです。今後も障害のある方やご家族等のご意見もお聞きしながら、限られた財源の中で効果的な施策の検討を進めてまいります。	2019/12/21	2020/2/20	障害福祉室
香害、化学物質過敏症について	大阪市が、香害、化学物質過敏症の啓発活動をしているのを知っていますか。枚方市ではどうですか。「香り」による健康被害が増え、身近に化学物質過敏症を発症する人もいます。化学物質には危険性があることを留意し、香害に配慮できるまちづくりに取り組んでもらいたい。	本市は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品の様々な化学物質に係る基準と規制に関するパンフレットを作成し、取扱業者や市民の皆様にお知らせしています。併せて、家庭用の繊維製品のうち、特にホルムアルデヒドに係る違反件数が多いとされる乳幼児用繊維製品につきましては、小売店等から試買し、検査を実施することで安全性の確保を図っています。化学物質過敏症などに対する配慮については、窓口担当者をはじめとした市職員に対し、周知・啓発を行うとともに、市ホームページにも掲載し、市民の皆様への周知・啓発にも取り組んでまいります。	2020/1/17	2020/2/5	保健衛生課